

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称 患者調査

2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院及び診療所（同法第 5 条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

患者調査は、病院入院（奇数）票（別紙様式第 1 号）、病院外来（奇数）票（別紙様式第 2 号）、病院（偶数）票（別紙様式第 3 号）、一般診療所票（別紙様式第 4 号）、歯科診療所票（別紙様式第 5 号）、病院退院票（別紙様式第 6 号）及び一般診療所退院票（別紙様式第 7 号）により行う。

【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票】

病院

【一般診療所票及び一般診療所退院票】

一般診療所

【歯科診療所票】

歯科診療所

4 報告を求める者

（1）数

【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】

約 3,400（母集団約 8,700）

【病院入院（奇数）票、病院偶数票及び病院退院票により報告を求める病院】

約 3,200（母集団約 8,700）

【一般診療所票及び一般診療所退院票により報告を求める一般診療所】

約 1,400（母集団約 10,600）

【一般診療所票により報告を求める一般診療所】

約 4,600（母集団約 89,100）

【歯科診療所票により報告を求める歯科診療所】

約 1,300（母集団約 68,400）

（注）母集団の値は、いずれも医療施設調査動態調査の平成 22 年 8 月末概数

(2) 選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)

医療施設基本ファイルに基づき、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出する。

なお、標本設計の詳細については、別添「患者調査抽出要綱」を参照のこと。

(3) 報告義務者

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記 6、調査票の提出期限については下記 7(2) のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

【病院入院 (奇数) 票】

性別

出生年月日

患者の住所

入院年月日

受療の状況

診療費等支払方法

病床の種別

紹介の状況

来院時の状況

入院の状況

【病院外来 (奇数) 票】

性別

出生年月日

患者の住所

外来の種別

受療の状況

診療費等支払方法

紹介の状況

来院時の状況

【病院 (偶数) 票】

入院・外来の別

性別

出生年月日

【一般診療所票】

性別

出生年月日

患者の住所

入院・外来の種別等

受療の状況

診療費等支払方法

紹介の状況
来院時の状況
病床の種別
入院の状況

【歯科診療所票】

性別
出生年月日
患者の住所
外来の種別
傷病名
診療費等支払方法

【病院退院票】

性別
出生年月日
患者の住所
過去の入院の有無
入院年月日
退院年月日
受療の状況
診療費等支払方法
病床の種別
入院前の場所
来院時の状況
手術の有無
転帰
退院後の行き先

【一般診療所退院票】

性別
出生年月日
患者の住所
過去の入院の有無
入院年月日
退院年月日
受療の状況
診療費等支払方法
病床の種別
入院前の場所
来院時の状況
手術の有無
転帰
退院後の行き先

(2) 基準となる期日又は期間

【病院入院（奇数）票】

調査実施年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日（以下「指定日」という。）の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況

【病院外来（奇数）票及び歯科診療所票】

指定日に外来で受療した患者の指定日の状況

【病院偶数票】

入院の場合：指定日の時点で入院している患者の状況

外来の場合：指定日に外来で受療した患者の状況

【一般診療所票】

入院の場合：指定日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況

外来の場合：指定日に外来で受療した患者の指定日の状況

【病院退票及び一般診療所退院票】

調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

厚生労働省——都道府県——保健所——報告者（医療施設）
└保健所を設置する市・特別区┘

(2) 調査方法

（ 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ） ）

ア 医療施設の管理者は、患者単位で調査票を作成し、その医療施設の所在地を管轄する保健所に提出する。

イ 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

ウ 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

エ 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

オ 上記アにおいて、紙媒体の調査票に代えて、電磁的記録媒体の郵送による提出も可能とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 調査票の配布

保健所長は、平成23年9月1日までに、医療施設に調査票を配布する。

イ 調査票の提出期限

医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区

長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、保健所から提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成 23 年 12 月中旬までに厚生労働大臣に提出する(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。)

8 集計事項

別添の患者調査結果表一覧に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物(報告書)により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、調査実施年翌年 10 月に公表する。

10 使用する統計基準

傷病の集計結果の表章については、疾病、傷害及び死因の統計分類を使用する。

11 調査情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票等： 1 年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

(2) 保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長